

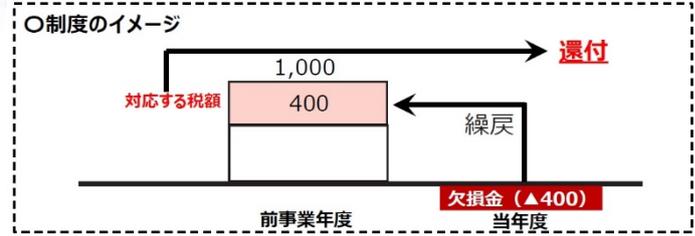
## 「欠損金の繰戻し還付」

当期に生じた欠損金額を繰り戻し、前期以前に納めた税額の還付を受けられる制度です。

※青色申告法人のみ

こちら、資本金1億円以下の中小企業者には、以前より適用が認められていた規定です。

今回、資本金10億円以下の法人にも適用が拡大されました。



経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」より抜粋

この制度を申請しない場合、当期の欠損金（マイナス）は、翌期以降の課税所得（プラス）と相殺されます。

### <還付金額>

$$\text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

～簡単！用語解説～  
 欠損事業年度…欠損金が生じた期  
 還付所得事業年度…前期以前の納税があった期

翌期以降、あまり先行きが見えず、確実な利益が見込めないようであれば、前期以前の納税額の還付を受けるのも、ひとつの資金繰り対策になるかと思います。（還付対象は、国税である法人税・地方法人税のみです。）



こちらは、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新たに創設された制度です。

多くの皆さまに関係するのは、機械や設備等（償却資産）を対象とした固定資産税かと思えます。（対象の方には、5月中に、令和2年度の「納税通知書」が届いていますので、ご確認ください！）

## 「固定資産税等の軽減」

固定資産税・都市計画税について、収入の減少率に応じ、納税が猶予、軽減されます。

### <猶予・軽減の全体像>

2020年 (2020年1月1日時点で保有するものが課税対象)	2021年 (2021年1月1日時点で保有するものが課税対象)	2022年 (2022年1月1日時点で保有するものが課税対象)
納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2)	2022年分 の支払い
	2020年 猶予分の支払い	

経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」より抜粋

(※1) 納税猶予の要件  
 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同期比 概ね20%以上減少

(※2) 軽減・免除の要件  
 2020年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が対前年減少率  
 50%以上                      ゼロ  
 30%以上50%未満            1/2

これらのほかにも、さまざまな施策が発表されております。私たちも、出来る限り情報提供をさせていただきます。活用できる制度は上手に活用しながら、今後の事業展開をお考えいただければと思います。